

被扶養者の認定要件について

宮崎県市町村職員共済組合

被扶養者として認定された方が、下記の認定要件に該当しなくなった場合は、速やかに認定取消手続きを行い、組合員被扶養者証等を返却してください。

なお、被扶養者の認定や取消に係るご質問は、勤務先の市町村等の共済組合事務担当課を経由してお問合せくださいますようお願いいたします。

被扶養者として認定できる方は、配偶者、子、父母など3親等内の親族で「主として組合員の収入により生計を維持する者」に限られます。また、配偶者、子、父母、祖父母及び弟妹以外の3親等内の親族については、組合員と同一世帯に属する(同居する)ことも要件となります。

【被扶養者の認定日】

被扶養者の認定日は、被扶養者の要件を備えた日となりますが、その事実発生日から30日以内に届出がなかった場合は、所属所が被扶養者申告書を受け付けた日となります。

【被扶養者の取消日】

被扶養者の取消は、その申告日にかかわらず、被扶養者としての要件を欠くこととなった日となります。申告が遅れて、遡及して認定が取消となった場合、取消日以降に共済組合が給付した医療費等については、全額返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

被扶養者の収入については、年間収入のみでなく、月額収入についても常時把握してください。

【被扶養者の収入の範囲】

1 給与収入

手当等を含む全ての収入を指します。

2 事業収入や農業収入等

給与収入の場合に総支払額を収入とするため、事業収入等も同様の観点で算定しますが、その収入を得るために明らかに必要となった最小限の経費(業種によって共済組合で定めるもの)のみ収入から控除することとしています。経費として認められるものは、例えば水光熱費や通信費、修繕費、消耗品費などです。広告宣伝費や給料賃金、地代家賃などは、原則として、その費用の2分の1を経費として認めます。

3 年金収入

所得税法上は非課税となる遺族年金や障害年金も全て収入として算定します。個人年金も含まれます。

4 その他の収入

被扶養者の収入算定対象となる収入とは、生計費に充てる全ての収入が対象となり、傷病手当金や雇用保険の失業給付、利子所得、配当所得なども収入として算定します。ただし、一時所得は対象外です。

【被扶養者の収入限度額】

収入限度額は、年額 130 万円(月額 108,334 円)未満(雇用保険の失業給付等は、日額 3,612 円未満)です。ただし、公的年金制度における障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者(障害年金受給者等)又は60歳以上の方については、年額 180 万円(月額 15 万円)未満です。(表1参照)

この額は、暦年における年間収入額ではなく、収入に変動があった時点から向こう1年間の収入額を指します。

(表1) 被扶養者の収入限度額

被扶養者の状況	収入限度額			その他
60歳未満で障害年金受給なし	年額	1,300,000 円	A	*主として組合員の収入により生計を維持されていることが前提です。
	月額	108,334 円	A ÷ 12ヶ月	
60歳未満で障害年金受給 または60歳以上	年額	1,800,000 円	B	
	月額	150,000 円	B ÷ 12ヶ月	

【従業員のいる事業主について】

事業収入が収入限度額未満であっても、従業員等に収入限度額以上(年額130万円以上)の賃金を支払っている場合は、事業主本人が組合員に扶養されいながら、従業員の生計を成り立たせることとなるため、被扶養者として認められません。

【被扶養者要件の「同一世帯に属する」とは】

被扶養者のうち、組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹以外の3親等内の親族は「組合員と同一世帯に属する」ことが要件の一つとなります。

これは、組合員と同居する(同じ家に一緒に住む)ことをいいますが、同じ建物で別々の階に住む「二世帯住宅」や、同じ敷地内の別々の住宅で生活している場合は、原則として「同居」とは認められません。

【他の者と共同して同一人を扶養している場合】

組合員が配偶者等と共同で同一人を扶養している場合は、収入の多寡によるものとし、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)の多い方の被扶養者とするを原則とします。組合員の年間収入が配偶者等と比較して1割以上高額または同程度の場合は、組合員を主たる扶養者とします。

【父母の収入限度額について】

父母(義父母を含む。)の認定では、夫婦の扶助義務の観点から、例え夫婦それぞれの収入が限度額未満であったとしても、双方の収入を合算したときに、表2の「父母世帯の収入限度額」を超える場合は、社会通念上、夫婦が十分に生活保持できると考えられるため、被扶養者として認められません。

また、原則として①組合員の収入額が父母の収入額の2倍以上であること②父母の収入額が組合員世帯の一人当たり生計費の6割以下であることの両方の要件を満たすことが必要です。

表2 父母世帯の収入限度額の目安

親A	親B	父母世帯の収入限度額
ア	ア	208万円未満
ア	イ	248万円未満
イ	イ	288万円未満

ア…60歳未満で障害年金なし

イ…60歳未満で障害年金受給または60歳以上

※ 父母世帯の収入限度額は、それぞれの収入限度額の合計額の80%としています。この割合は、人事院の標準生計費や生活保護基準を基にしており、社会情勢などにより変動することがあります。

【組合員と別居する父母への経済的援助について】

組合員の経済的援助(仕送り)の程度は、父母の総収入の2分の1以上かつ毎月5万円(2名の場合は8万円)以上とし、原則として、現金の手渡しではなく、通帳等により送金者の氏名等が確認できる口座振込のみ認められます。年1~2回程度の送金では、その送金額の合計が基準を超える場合であっても、毎月の安定した経済的援助と判断されません。

【組合員と被扶養者の生計費について】

組合員世帯と認定対象者世帯の一人当たりの生計費を比較して、組合員世帯の生計費の方が低い場合は、「主として組合員の収入により生計を維持している」ことに該当しないため被扶養者として認められません。

【被扶養者が健康保険や共済組合に加入した場合】

被扶養者が他の健康保険等に加入した場合は、認定取消手続きが必要です。

パートタイマー等の場合でも、雇用先の健康保険に加入することができる場合がありますので、ご注意ください。法人の役員は、社会保険が強制適用されるため、被扶養者として認められません。

被扶養者の認定及び認定取消の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、その趣旨及び理由を付して、全国市町村職員共済組合連合会審査会に対して審査請求することができます。

また、行政事件訴訟法により、この決定があったことを知った日から6か月以内(審査請求を行ったときは、審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内)に宮崎縣市町村職員共済組合を被告として取消訴訟を提起することができます。